

平成 22 年 10 月 7 日

社会保障審議会介護保険部会
部会長 山崎 泰彦 殿

介護支援専門員、生活相談員・支援相談員の役割 に係る規定の整理のお願い

社会保障審議会介護保険部会委員
木村 隆次
(一般社団法人日本介護支援専門員協会会長)

介護保険施設におけるケアマネジメントの必要性については、介護保険部会の議論においても異論がないところだと認識しています。

施設内のケアマネジメントに関することとして、介護老人福祉施設、介護老人保健施設における介護支援専門員の役割に係る規定が資料として提示されました（平成 22 年 7 月 30 日・第 28 回本部会。別添 1）。更に確認してみると、支援相談員が行う業務の条項には、例えば「入所者及び家族の処遇上の相談」や「市町村との連携」等、介護支援専門員が行う業務と重複している業務があります。

利用者にとって適切なケアマネジメントが継続して行えるよう、入所者のケアマネジメントは基準省令・解釈通知の通り、介護支援専門員が実施できる体制を整えるべきだと考えます。

以上のことから、施設介護支援専門員がケアマネジメントの全てのプロセスに専念できるよう、規定の整合性を図っていただくことを要望いたします。

1. 支援相談員が行う業務の条項のうち介護支援専門員が行う業務と重複している規定

下記規程の下線部が、介護支援専門員が行う業務と重複していると思われます。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
(解釈通知)

第二 人員に関する基準（基準省令第二条）

4 支援相談員

(1) 支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てること。

- ① 入所者及び家族の処遇上の相談
- ② レクリエーション等の計画、指導
- ③ 市町村との連携
- ④ ボランティアの指導

参考資料として、介護老人福祉施設における介護支援専門員と生活相談員の役割に係る規定、介護老人保健施設における介護支援専門員と支援相談員の役割に係る規定を区分して列記したものを添付いたします。（別添 2）

2. 規定の整理について

施設内のケアマネジメントは、介護支援専門員が行うこととされている基準省令・解釈通知の通りに実施できるように、規定の整理をお願いいたします。